

特定健康診査
実施医療機関 御中

白健第 856号
令和元年8月9日

白石市医師会
会長 小松和久 殿

白石市保健福祉部健康推進課長
(公印省略)

後期高齢者健康診査（個別健診）の実施について（通知）

このことについて、白石市では、白石市医師会様のご協力により14の医療機関にて後期高齢者の個別健診を実施できることとなりました。

つきましては、実施にあたり注意点を含めた概要を別紙のとおり作成しましたので、内容をご確認のうえ後期高齢者健康診査（個別健診）を実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1. 健診期間 令和元年8月16日から11月30日まで（白石市）
※上記以外の期間で実施した場合、通常の健康診断扱い（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。
- 2. 対象者 ①白石市に住所を有する方で、後期高齢者医療の被保険者証をお持ちの方
②白石市に住所を有する方で、国民健康保険や社会保険の加入者で健康診査期間の最終日までに75歳になられる方
(S19. 4. 2生まれ から S19. 11. 30生まれの方)
- 3. 自己負担 無料
- 4. その他 特定健診と検査項目が異なりますのでご注意願います。



白石市 保健福祉部 健康推進課 後期高齢者保険係
〒989-0292 白石市大手町1番1号 Tel: 22-1362(直通)

後期高齢者健康診査（個別健診）について

主な注意点（白石市）

◎受診期間

- ・令和元年8月16日から11月30日

◎後期高齢者健診の対象者

- ①白石市に住所を有する方で、後期高齢者医療の被保険者証をお持ちの方
- ②白石市に住所を有する方で、国民健康保険や社会保険の加入者であって健康診査期間の最終日までに75歳になられる方
(S19. 4. 2生まれ から S19. 11. 30生まれの方)

◎後期高齢者健診の受診には「健康診査受診券」と「被保険者証」が必要です。「健康診査受診券」は8月中旬に発送します。

◎自己負担額

- ・各医療機関での自己負担額は「無料」です。

後期高齢者健康診査の受診券（白石市）

- ・受付票や領収書、受診票が印刷されていますが、「健康診査受診券」のみを切り離し、受診券以外は使用しないでください。
- ・受診票（問診票）は「宮城県医師会健康センター」が配布するものをお使いください。
- ・宮城県医師会健康センターに受診票（問診票）を送る際には、必ず「健康診査受診券」を添付してください。
- ・「健康診査受診券」を紛失された方がいましたら、担当の窓口で再発行の手続きが必要です。

検査項目（白石市）

○特定健診の検査項目から、「腹囲測定」・「血清クレアチニン」及び「尿酸検査」の項目を除いたものが検査項目となりますが、「血清クレアチニン」は、平成30年度から詳細健診項目として追加となっています。

○医師の判断により、必要がある受診者には詳細健診項目（心電図・貧血・眼底・血清クレアチニン）を実施してください。

- ・詳細健診項目分の費用負担は市が全額負担します。窓口での追加負担は生じません。
- ・眼科で受診者が個人的に外来扱いで眼底検査を行った場合は、自己負担になります。

検査の結果（白石市）

- ・宮城県医師会健康センターからの各医療機関への健診の結果通知については、約2週間を要しますので、受診者へのご説明をお願いします。
- ・健診の結果通知については2部送付されます。1部を医療機関の控えとし、1部を受診者にお渡しください。

特定保健指導（白石市）

○健診の結果による「保健指導」は、集団健診分と併せて、市が実施します。

お支払い（白石市）

○健診費用の市の負担分は、白石市医師会との契約に基づき、受診期間終了後、白石市医師会からの請求をいただいた後に、各医療機関にお支払いします。

問い合わせ先

- ・白石市 健康推進課 後期高齢者保険係 Tel 0224-22-1362（直通）

○受診票の記入、検体検査の依頼、検査結果の通知等については…

- ・宮城県医師会健康センター
Tel 022-256-8600（代表）